




令和6年が始まり、早いもので2か月が経過しました。寒暖差が大きくて、体調管理が大変ですね。スマイル24号では、4月からの法改正情報についてご案内いたします。

2024年4月施行の主な改正

法律	改正項目
労働基準法	無期転換に関する明示ルール見直し(下記参照)
労働基準法・職業安定法	労働条件明示ルールの変更 (スマイル通信No.23) 
労働基準法	建設業・自動車運転業務・医師の時間外労働規制 猶予の終了
労働基準法	裁量労働制の見直し(下記参照)
障害者雇用促進法	障害者雇用率の引き上げ、短時間労働者である障害者の実雇用率への参入、特例給付金の廃止、調整金および報奨金の支給額変更
障害者差別解消法	障害者への合理的配慮の義務化

無期転換に関する明示ルール見直し (2024年4月～)

改正前は、無期転換申込権が発生したことについて、労働者に通知したり、無期転換申込みの際に無期転換した場合の労働条件を明示する必要はありませんでしたが、改正後は、有期契約の更新により無期転換申込権が発生するタイミングで、**無期転換の申込みができること、並びに無期転換後の労働条件について、労働者に明示することが使用者に義務付けられます。**

裁量労働制の見直し (2024年4月～)

専門型裁量労働制の改正点についてご案内いたします。対象業務の追加、労使協定事項の追加、記録保存の明確化があります。これまで制度の適用について、対象労働者の同意は必要ありませんでしたが、2024年4月からは導入にあたり、**対象労働者の同意が必要**になりました。

障害者雇用率の引き上げ等 (2024年4月～)

法改正に伴い、民間企業の法定雇用率は、2023年は2.3%据え置きでしたが、2024年4月から2.5%、2026年7月から2.7%に引き上げられます。また、2024年4月から特に短い労働時間で働く重度身体障害者および精神障害者についても実雇用率に算入できるようになります。

健康保険・介護保険の料率が変わっています (2024年3月分より)

3月分の健康保険料率、介護保険料率が変わっています。翌月徴収の場合は、**4月給与の天引きより変更**となります。雇用保険料率は変更ございません。